岐阜・大垣警察市民監視国賠・個人情報抹消請求事件

警察の市民監視に歯止めをかけよう

国や企業の政策にものを言った人たちを、警察が秘密裏に監視し、その情報を民間企業に提供し、市民運動つぶしに利用していた――こんな驚くべき事件が2014年に明らかになりました。岐阜県大垣市での風力発電施設建設をめぐり、勉強会を開いた住民2人と無関係の市民運動家2人の個人情報を警察が収集し、企業に提供していたのです。4人は警察（県と国）を相手に国家賠償請求と情報の抹消請求の訴訟を岐阜地裁に申し立てています。弁護団長の山田秀樹弁護士に聞きました。（聞き手・編集部）

山田秀樹弁護士

中部電力子会社のシーテック社（以下、「シ社」）が岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町にまたがる地域に風力発電施設の建設を計画。計画を知った上石津町の三輪唯夫さんと松島勢至さんは、健康被害や環境への影響などに懸念をもち、勉強会を企画。その勉強会が報道された後、大垣警察署の警備課（公安警察）が、シ社を呼び、少なくとも4回の情報交換（13年8月～14年6月）をおこないました。シ社作成の議事録には、以下の記述があります。

「（勉強会）の主催者である松島氏や三輪氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか」。原告の近藤ゆり子さんについて、「自然破壊につながることは敏感に反対する」人物で、「東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになる」。さらに、法律事務所と連携して市民運動が起きると事業も進まない、「大垣警察署としても回避したい」「平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする」。原告の船田伸子さんについて、「入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる」。さらには、「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」「身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい」。

個人情報連結し蓄積

一番の問題は？

公安警察という行政機関が、特定個人に着目して、その承諾を得ることなく個人情報を収集し、特定個人のデータベースを作っていたこと、そして、これを連結・分析（プロファイリング）し、好き勝手に第三者に提供するなどの利用をおこなっていたことです。

これまで、自衛隊情報保全隊国民監視事件などで個人情報を収集し、データベース化していることが明らかになっていましたが、大垣の事件で、収集した情報を利用している実態が明らかになったのです。

従来、プライバシー権の侵害と言うと、本人が秘密にしているものをこっそりのぞき見することなどが考えられていましたが、現在のようにIT化が進んだ状態では、本人が公開している情報であっても、いくつもの情報をつなぎ合わせていくと、本人の秘密にしている情報が分かってしまうことがあるのです。

大垣で独自に？

特定個人の情報を収集し、データベース化して、プロファイリングまでするということは、一地方都市の警察の判断でできることではありません。実際、特定個人の情報は、警察の管轄区域を越えて存在するのです。たとえば、原告の近藤さんの活動は、大垣、岐阜、名古屋、そして全国にまで及んでいます。ですから、警察庁の指示のもとに、全国すべての公安警察で情報収集がおこなわれていると考えられます。

しかも、警察が必要と考えれば、企業と情報交換が平気でおこなわれます。それは、15年6月の参議院内閣委員会で警察庁・高橋清隆警備局長が、「必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております」と答弁していることから明らかです。

しかも、このような公安警察の行為は、すべて秘密裏におこなわれており、行政機関であるにもかかわらず、国民的監視、国民のコントロールが及んでいないのです。

警察は監視を正当化

これまでの裁判で、①警察による情報収集、データベース化、企業への情報提供の実態など事実の解明と、②原告のプライバシー権が侵害されたこと、そして③このような警察の行為が違法であることを主張し、立証してきました。

事実の解明という点では、シ社作成の議事録が存在するのですが、議事録に記載されている情報はもちろん、議事録から読み取れる情報、議事録から合理的に推測される情報を明らかにしてきました。それはまさに特定個人に着目した情報収集とデータベース化、プロファイリングに他なりません。

プライバシー権の侵害については、たとえ自ら外部に発信した情報であっても、データベース化し、プロファイリングすることにより、新たなプライバシー侵害となることがあることを主張してきました。そして、プライバシーは、個人の権利であるとともに、それが守られることは民主主義の基礎であることを主張してきました。

法廷に向かう原告と弁護団（昨年12月）

なぜなら、プライバシーを探られることを懸念していては自由に発言、発信することはできないからです。この事件では、市民運動を起こさせないために警察が特定個人の情報を利用したわけで、表現の自由の侵害とも密接に関連しています。

法廷で警察は、警察法2条1項を根拠に自己の行為を正当化できると主張しています。しかし、警察法は、そもそも組織の定めを置く法律であって、権限を授ける法律ではないのです。行政機関である公安警察が活動するためには、具体的な権限規定が必要です。たとえば、犯罪者を逮捕したり、家宅捜索したりする刑事警察の場合には、刑事訴訟法などの法令に、警察活動の具体的な根拠規定が存在するのです。しかし、公安警察の場合には、そのような法律はありません。公安警察の活動の実態は、共産党の緒方宅盗聴事件や国公法弾圧堀越事件などを見ればわかるように政治警察にほかなりません。特定の政治勢力のために、反対勢力とみなした特定個人・特定団体を狙い撃ちにしているのです。

裁判の中で、被告である警察（県や国）の対応ですが、極めて異常です。シ社の議事録という具体的な資料に基づいて違法行為を指摘しているのに対して、大垣署の警察官がシ社の社員と会っていたことは認めるが、どのようなやり取りをしていたのかについては、否定するというのですらなく、否定も肯定もしない、「認否をしない」という態度なのです。その理由は、警察の情報収集等の観点が分かってしまうからというのです。裁判で違法行為をしていると突き付けられているにもかかわらず、その認否さえしない、それをすれば、警察のやり口が分かってしまうからというのですから、私たちを含めて国民すべてを犯罪者、テロリスト扱いしているのに等しいと言わざるを得ません。

警察官の尋問実現を

シ社の議事録からは、どのようにして個人情報を収集していたのか、どのようなデータベースを作っていたのか、どのように個人情報を利用、第三者提供していたのか、などの事実関係は明らかになっていないので、今後の裁判では、警察の担当者の証人尋問をおこないたいと考えています。大垣警察署だけでなく、岐阜県警、そして警察庁警備局長です。そのほかにシ社の社員や原告らの尋問を請求しています。

重要なのは、警察関係者の尋問が実現するか否かです。同時に、尋問することになった場合、これまでの例からすれば、例えば自衛隊情報保全隊の裁判などですが、「知らない」「分からない」「答えられない」などを連発し、真相解明に協力しないことが予想されますから、弁護団としても工夫しなければならないと考えています。

会員への期待を

国民救援会のみなさんには、すでにたくさんの署名の協力をいただいています。

警察の責任を追及する裁判では、裁判官も及び腰になる可能性があります。裁判官に、この事件は正面からとりくまないといけないと思わせることが必要です。現在のようなデジタル化、情報化社会のなかで、国民監視は一層容易かつ深刻となっています。とりわけ、公安警察が国民監視をおこなうときには、人権保障に与える影響は甚大です。この裁判は、いわば公安警察の活動にタガをはめる裁判です。ですから、及び腰になりがちな裁判官に勇気と決意を与える働きかけをしてほしいと思います。

この裁判は、全国の警察が日本中どこでもおこなっていることを追及する裁判です。裁判勝利に向けて、ご支援をお願いします。

【署名問い合わせ先】
〒503-0906
大垣市室町2-25
弁護士法人ぎふコラボ
西濃法律事務所気付
「もの言う」自由を守る会　FAX：0584（74）8613